

2023年度同志社大学大学院司法研究科
前期日程入学試験問題解説
行政法

【出題意図】

本問は、行政行為の（職権による）取消しに関する問題である。素材としたのは最判令和3年6月4日（以下「令和3年最判」という。）であり、最新の重要判例ではあるが、受験者が同判例を学習していない前提で出題している。

【採点のポイント】

問（1）は、行政行為の取消しと撤回の違いを理解できているかを問う問題である。取消しと撤回という2つの基本的な概念を正確に理解した上で、具体的な事案において問題となっている行為が行政行為の取消しに該当することを的確に判別できるかを問うている。

問（2）は、信義則（信頼保護）による取消し制限の論点について問う問題である。論点を理解した上で、事案を踏まえて信義則（信頼保護）による取消し制限の主張を具体的に展開できるかを問う問題である。事案において着目すべき事実は、令和3年最判の原審判決が指摘する点と同様であり、論点に関する知識をもとに、着目すべき事実を的確に見抜くことが求められる。

問（3）は、信義則（信頼保護）による取消し制限を否定する根拠について問う問題である。令和3年最判は、取消し制限を否定する根拠をいくつも挙げているが、それらを全て指摘することは求めていない。新たな判例が提示する論点であったとしても、これまで勉強したことを手がかりに、事案を丁寧に読み取り、自分の頭で考えて解答することが求められる。

【講評】

受験者全体の成績は大きく2つに分かれたが、基本的な問である問（1）について正確に解答できたか否かで結果が分かれたといえる。

問（1）は行政法総論を真面目に勉強していれば正解できる問題である。行政行為の取消しと撤回を逆に理解している答案が少なからずあったが、行政法の学習が不十分であると言わざるをえない。

問（2）も信義則（信頼保護）が問題となる点は指摘できるだろうと考えて出題し、実際に多くの答案で指摘されていたが、本問の事案にそくして具体的な事実を的確に指摘する答案は少なかった。

問（3）は、これまで勉強してきたことを踏まえて解く応用問題である。令和3年最判で挙げられている点を全て指摘することは難しいが、それゆえ事案には多くのヒントを散りばめており、事案を丁寧に読み取ることができれば、令和3年最判を学習していなくとも、いくつかの点は指摘することができたと思われる。

なお信義則（信頼保護）に係る最判昭和62年10月30日判時1262号91頁（以下「昭和62年最判」という。）を参考にして解答したと思われる答案が散見された。同判決が信義則

(信賴保護)の適用につき述べることをそのまま本問において再現しても正解とはいえないが、この点は行政法研究者においても令和3年最判と昭和62年最判の関連が注目されているところである。後者は行政法教科書では通常「行政行為の取消し」の項の下で扱われる判例ではなく、解答者において行政法総論全体を良く学習し、自分の頭で理解しようとしていることが窺われた。

令和3年最判について事前に学習していた受験者はほとんどいないと思われるが、今後刊行される教科書には必ず掲載されるはずの判例であり、本研究科の判例教材である『ケースブック行政法 [第7版]』には既に掲載されている判例であることから、今回の受験を機会に自分でしっかりと勉強しておいて欲しい。